## 香川県教育施策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 県の教育行政全般に関し必要な事項を審議し、もって本県教育の推進に資するため、香川県教育施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。
  - (1) 香川県教育基本計画の策定に関する事項
  - (2) 香川県教育基本計画の推進方策の検討に関する事項
  - (3) その他前各号に関連する事項

(組織)

- 第3条 協議会は、委員24名以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 市町教育委員会教育長
  - (3) 各種教育関係団体等の役員等

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営)

- 第6条 協議会は、会長が招集する。但し、会長及び副会長が不在の時は、教育長が招集する。
- 2 協議会は、会長が議長となる。
- 3 協議会は、必要に応じ、議事に関係のある者を臨時に出席させることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、香川県教育委員会事務局総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成20年7月30日から施行する。
- 2 この要綱施行の後最初に委嘱される委員は、要綱の施行の日の前日に、香川県教育基本計画推進 協議会委員に委嘱されている者を充てるものとする。
- 3 この要綱施行の後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成21 年3月31日までとする。
- 4 香川県教育基本計画推進協議会設置要綱は、廃止する。

附則

- 1 この要綱は、平成22年5月21日から施行する。
- 2 この要綱の施行日以後最初に委嘱された委員の任期については、改正後の要綱第4条第1項の規 定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附則

1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。